

登録教習機関に対する業務停止処分について

愛知労働局は、下記のとおり、労働安全衛生法第61条第1項の技能講習に関して、法令違反した登録教習機関について、同法第77条第3項で準用する同法第53条第1項第2号に基づき、技能講習に係る業務の停止（6月間）の処分をいたしましたので、公表します。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人 全国技能教習協会
登録教習機関の所在地	西春日井郡豊山町大字豊場字流川29番地
代表者の氏名	代表理事 木下 誠一
処 分 日	令和8年2月26日
処 分 の 内 容	業務停止6月
処 分 の 対 象 区 分	第1507号 小型移動式クレーン運転技能講習 第1511号 玉掛け技能講習
業務停止の期間	令和8年2月27日から令和8年8月26日まで
処 分 の 事 由	愛知労働局長の登録を受けて技能講習を行う登録教習機関として、令和7年8月19日から令和7年8月22日に実施した、小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習において、学科講習の一部を実施せず、講師資格のない者が実技講習を実施したことにより、告示で定める講習時間を満たさないまま技能講習修了証を交付したこと。

< 備考 >

業務停止処分は、登録教習機関として行っている技能講習に係る業務の停止を命じるものであり、他の業務まで停止を命じるものではない。